

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領・融資権限規程・担保評価要領等に  
従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用  
情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関  
する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業店のほか融資部により行われ、また、定期的  
に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行って  
おります。さらに、与信管理の状況については、ALM委員会がチェック  
しております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部  
において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会規程およびリスク管理規程において、リスク管理方  
法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討・決  
定されたALMに関する方針に基づき、具体的な施策に取組み、常  
勤理事会において実施状況の把握、今後の対応等の協議を行って  
います。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間  
を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタ  
リングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするために、運用および調達期間  
の最適化に取組んでおります。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫の外貨建運用資産は投資信託の一部のみとなっております。

また、外国証券の利息部分に対し一部為替変動リスクが生じる債  
券を保有していることから、為替相場が10%上昇した場合のリス  
ク量を算出し、月次でALM委員会等に報告しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方  
針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われて  
おります。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事  
前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、  
価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金運用部を通じ、常勤理事会及びALM委員会  
において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受け  
る主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出  
金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫  
法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の  
充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年  
金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを  
用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利  
の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を  
(固定金利群を変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて  
適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いて  
おります。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事  
業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい  
い、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が  
生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】は、8,398百万  
円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提として  
おり、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、  
算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資産・負債の総合的管理（ALM）を通して、適時適切に  
資金管理を行うほか、運用および調達期間の最適化に取組むこと  
によって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない  
場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算  
定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件  
等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、  
簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示して  
おります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、

次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認めら  
れる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	138,022	138,371	349
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	15,762	15,984	221
その他有価証券	124,641	124,641	-
(3) 貸出金	146,147		
貸倒引当金(*1)	△1,548		
貸出金(貸倒引当金控除後)	144,599	150,172	5,573
金融資産計	423,024	429,168	6,143
(1) 預金積金	389,188	389,377	188
(2) 借入金	21,897	21,912	14
金融負債計	411,085	411,289	202

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していること  
から、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金につ  
いては、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に  
想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から  
提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準  
価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.  
から31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸  
倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算  
出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ  
フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定  
に計上している額(貸倒引当金控除前額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分  
ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)  
を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごと  
に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定  
しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する  
利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3か月以内)のもの  
は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価  
としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、  
また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、  
時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を  
時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに  
区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP)  
で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる  
金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の  
とおり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	-
非上場株式	12
組合出資金(*1)	26
合計	39

(\*1) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが  
極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の  
対象とはしていません。